

地域医療介護情報ネットワークシステム

「さくらネット」 住民参加規約兼個人情報取扱規約

一般社団法人さくらネット協議会（以下「さくらネット協議会」）は、住民の皆さまにより安心・安全に健康・医療・介護サービスをお届けすることを目指す「さくらネット」を運営しています。住民の皆さまが「さくらネット」に参加していただくためには、健康・医療・介護に関する個人情報をご提供いただくことに同意していただく必要があります。住民の皆さまと確かな信頼関係を築き上げ、安心して「さくらネット」に参加することへ同意いただくために、次の通りご理解いただく必要のある項目をお示しすると共に、下記の項目を順守することをお約束します。

第1章 総則

（目的）

第1条 本規約は、さくらネット協議会が管理・運営する地域医療介護連携ネットワークシステム「さくらネット」（以下、「さくらネット」という）に関する個人情報取扱について必要な事項を定めるものです。

（用語の定義）

第2条 本規約における用語の定義を、以下に定めます。

用語	説明
さくらネット協議会	病院・医科診療所・歯科診療所・保険薬局・訪問看護ステーション・介護事業所等が中心となり構成される団体である「一般社団法人さくらネット協議会」を指します。
横須賀三浦地域	横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町、鎌倉市及びそれらに近接する自治体地域を指します。
地域医療介護連携ネットワークシステム	住民の同意のもと、参加登録施設の間で、医療・介護サービスの提供上必要な医療・介護情報(住民の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等)を国等の関係ガイドラインを満たして電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組みを指します。
住民	居住・就労する等によって横須賀三浦地域において主に活動する住民をいいます。参加登録時点での医療・介護サービスの利用の有無は問いません。
施設	健康・医療・介護サービスのうち、いずれか一つ以上を提供する病院・医科診療所・歯科診療所・保険薬局・訪問看護ステーション、介護事業所等を指します。
参加登録	住民・施設が、「さくらネット」への参加に同意し、参加を申込み、申込を受理され、サービス利用が可能な状態を指します。
さくらネット協議会事務局	「さくらネット」の管理・運営に必要な事務を担う、当協議会内に設けられた機関を指します。
参加受付窓口	当協議会事務局、または「さくらネット」参加登録施設等、「さくらネット」への「参加申込書」等の提出を受け付けている窓口をいいます。
個人情報	個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する、「個人情報」をいいます。
住民登録サイト	さくらネット協議会が運営する住民参加申込 WEB サイトをいいます。
個人健康記録システム	個人健康記録(PHR Personal Health Record)は、個人の健康や医療に関するデータをデジタルで一元管理する仕組みをいいます。

(さくらネットへの参加登録)

第3条 住民が「さくらネット」へ参加するためには、本規約に基づき、「さくらネット」への参加登録手続きを行っていただく必要があります。

第2章 参加登録

(参加申込)

第4条 「さくらネット」へ参加登録するためには、本規約の内容をご承諾いただき、住民登録サイトからの登録、またはさくらネット協議会所定の「参加申込書」に必要事項を記入しさくらネット協議会事務局へ提出してください。

- 2 さくらネット協議会が、住民登録サイトからの登録、または「参加申込書」を受理したことをもって、申込者は本規約の内容を承諾の上、参加に同意したものとして取扱います。

(参加申込の有効性)

第5条 「参加申込書」は、さくらネット協議会所定の「参加申込書」に本人が署名したもののみを有効とし、それ以外の用紙や本人の署名がないものは認めません。ただし、以下に定める事由の(1)、(2)若しくは(3)の場合には、代理人による署名を認めます。

- (1) 本人が未成年の場合、親権者、保護者、未成年後見人等の一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名

- (2) 以下の場合、家族（内縁含む）、保護者、後見人・保佐人等、一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名。ただし、さくらネット協議会の判断によって代理人と認められないことがあります。

(A) 本人が被後見人、被保佐人である場合

(B) 本人が精神的、身体的理由により、自署が困難な場合

(C) その他本人の意思確認が一時的もしくは恒久的に困難である場合

- (3) 本人が精神的、身体的理由により自署が困難で、かつ本人が、(2) の場合で、一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名も困難であり、適切な健康・医療・介護サービスの提供上やむを得ない場合、本人が利用する施設の管理者、職員を代理人とした署名。なお、この場合、「参加申込書」への代理人の署名を必要とします。

- 2 住民登録サイトからの参加申込については、本人の保険証の写真データを確認できたもののみ有効とし、保険証の写真データが添付されていないものや不鮮明で確認できないものは認めません。

(参加申込内容変更)

第6条 参加登録住民は、参加申込の内容に変更が生じた場合は、さくらネット協議会所定の「参加申込内容変更届」に必要事項を記入し、さくらネット協議会事務局まで提出してください。

(さくらネットからの脱退)

第7条 参加登録住民は、「さくらネット」から脱退したい場合は、さくらネット協議会所定の「脱退届」に必要事項を記入し、さくらネット協議会事務局まで提出してください。

- 2 さくらネット協議会における脱退の事務手続きが完了した時点で、参加登録住民に関する情報は「さくらネット」にて共有・閲覧できなくなります。
- 3 脱退したことを理由に健康・医療・介護サービス上の不利益を被ることは一切ありません。

4 さくらネット協議会は、参加登録住民が次のいずれかに該当した場合は、参加登録住民を脱退させることができるものとします。

- (1) さくらネット協議会が定める諸規程又は本規約に重大な違反をしたとき。
- (2) その他さくらネット協議会が合理的に妥当であると認めたとき。

(参加登録の期間)

第8条 さくらネット協議会において、住民登録サイトへの登録または「参加申込書」が受理されてから、「脱退届」が受理されない限り継続されます。

第3章 個人情報の取扱

(個人情報の利用目的)

第9条 さくらネット協議会は参加登録住民の皆さまにより安心・安全な健康・医療・介護サービスをお届けすることを目的に以下の通り取得した個人情報を利用します。

- (1) 「さくらネット」へ参加登録する施設間での共有
 - (2) 将来、「さくらネット」が連携する、神奈川県内における「さくらネット」と同種の「地域医療介護ネットワークシステム」への提供
 - (3) 将来、日本国で導入される予定の「全国保健医療情報ネットワーク」への接続による「さくらネット」と同種の「地域医療介護ネットワークシステム」への提供
 - (4) 医療政策をはじめとした行政政策の検討への活用、及び大学・研究機関等での研究利用
 - (5) 将来、「さくらネット」が連携する「個人健康記録システム」への提供
- 上記以外の目的には個人情報を利用いたしません。

(取得する個人情報)

第10条 さくらネット協議会は、以下に定める個人情報を取得します。

- (1) 利用者から提出された書類に記載された情報
- (2) 病名・服薬・検査結果・保険情報・状態情報等、参加施設のシステムから連携された健康・医療・介護に関する情報
- (3) 病名・服薬・検査結果・保険情報・状態情報等、参加施設の職員が登録した健康・医療・介護に関する情報
- (4) その他参加施設が適正に取得した健康・医療・介護に関する情報
- (5) 利用者から提供された「個人健康記録システム」に記録された情報

(個人情報の開示範囲および利用者の限定)

第11条 取得した個人情報は、「さくらネット」のサービス開始時点以降、将来にわたり、新たに「さくらネット」に参加登録する施設も含み、参加登録している施設に開示されます。なお当該施設は、本個人情報取扱規約及びさくらネット協議会が定める関連規約を遵守する義務を負います。

- 2 個人情報は、さくらネット協議会の事務局職員・参加登録施設の職員・「さくらネット」の運用保守サービス提供事業者・「さくらネット」と同種の「地域医療介護連携ネットワークシステム」のみが利用目的の範囲で利用します。
- 3 さくらネット協議会は、第2項の職員、事業者、「さくらネット」と同種の「地域医療介護連携ネットワークシステム」に対し、本個人情報取扱規約と同等の義務を課します。

- 4 「さくらネット」は将来、他地域における同種の「地域医療介護ネットワーク」と連携し、第9条の個人情報の利用目的の範囲内で個人情報を提供することがあります。当該連携開始について、参加登録住民に個別通知はいたしません。が、さくらネット協議会が運営するWEBサイト上で、概ね連携開始する1か月前には公表いたします。「さくらネット」から脱退を希望される場合は、第7条に基づく「脱退届」をさくらネット協議会事務局まで提出してください。
- 5 第1項に関わらず、住民本人に特段の希望がある場合、情報を共有する参加登録施設を限定することができます。その場合、さくらネット協議会所定の様式へ、限定する参加登録施設をさくらネット協議会が特定できるよう必要事項を記載し、さくらネット協議会まで提出してください。
- 6 法令に定める災害の発生時や救急対応時等、住民本人の救命に必要と医師が判断する情報に限り、第1項から第5項に関わらず、参加登録施設等へ開示することがあります。

（個人情報取扱いの委託）

第12条 「さくらネット」の運営上、さくらネット協議会が必要と判断した場合、運用保守サービス提供事業者は個人情報の取扱いの一部を委託します。

- 2 個人情報の取扱いの一部を委託する場合、さくらネット協議会は当該情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・選定し、必要かつ適切な監督を行います。また、運用・保守サービス提供事業者は運用・保守サービス提供の目的の範囲でのみ、個人情報を利用します。

（個人情報の保護）

第13条 さくらネット協議会および参加登録施設の職員は、個人情報保護に関する法令等を順守し、利用者の個人情報を本規約に定める目的以外に利用せず、漏洩せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

（個人情報の第三者への提供）

第14条 「さくらネット」で取り扱う個人情報の第三者への開示は、参加登録住民の同意がある場合、もしくは「さくらネット」の運営に必要な業務委託先以外には法令で定める場合を除き行いません。

- 2 さくらネット協議会は、「さくらネット」が取扱う健康・医療・介護に関する情報を第9条(4)の利用目的に基づき、提供する際には、容易に個人が特定できないよう識別性を低減するなど予め個人情報保護を目的とした加工を行います。
- 3 参加登録住民は、自身の個人情報について、第2項の利用を拒否することができます。拒否を希望する場合は、その旨をさくらネット協議会所定の「参加申込書」、もしくは「参加申込内容変更届」に必要事項を記入し、さくらネット協議会事務局まで提出してください。

（取得した個人情報の位置づけ）

第15条 「さくらネット」で取扱う健康・医療・介護に関する情報は、診断等の基となる正規情報ではありません。正規情報は参加施設の保有する情報であり、「さくらネット」で取扱う情報は「施設から複製として提供された参考情報」と位置付けます。そのため、さくらネット協議会や参加施設、運用・保守サービス提供事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面においても保証しません。

（自己情報の開示請求）

第16条 参加登録住民は、「さくらネット」で取扱う自身の個人情報の開示、訂正および利用停止を求めることができます。開示等の請求を希望される場合、さくらネット協議会に問合せの上、所定の手続きをお願いいたします。

- 2 参加登録住民から開示等の請求があった場合、請求される方がご本人であるための書類の提示や提出をお願いする場合があります。
- 3 参加登録施設から「さくらネット」へ提供される診断・処方・検査結果等の健康・医療・介護に関する個人情報に関して、さくらネット協議会は、これらを開示する権限を有しません。これらの開示等については、診断・処方・検査等を行った参加登録施設へ直接ご相談ください。

第4章 雑則

（免責事項）

第17条 さくらネット協議会・参加登録施設・運用保守サービス提供事業者は、参加登録住民が「さくらネット」を利用したこと、または利用できなかったことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

- 2 さくらネット協議会・参加登録施設・運用保守サービス提供事業者は、「さくらネット」の停止・中止等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

（管轄裁判所）

第18条 「さくらネット」の利用に関して住民とさくらネット協議会の間に生ずるすべての紛争については、さくらネット協議会の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

（本規約の変更）

第19条 さくらネット協議会は、必要があると認めるときは、参加登録住民への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

- 2 さくらネット協議会は、規約変更後に変更内容をさくらネット協議会が運営するWEBサイト等で公開します。参加登録住民が、利用を継続される限り、変更後の規約に同意されたものとみなします。

（問い合わせ窓口及び苦情解決の申し出先）

第20条 問い合わせ及び苦情は、以下で受付けます。

一般社団法人 さくらネット協議会 事務局

受付時間 10:00～17:00（土日祝日除く）

メール info@sakura-1.org

電話 050-3667-0147

附則

この規約は、2024年6月13日から施行する。

2025年5月12日 改定 用語の定義及び個人情報の取扱いについて追記